

第6章 計 算

(事業年度)

第27条 当法人の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第28条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(剰余金の分配の禁止)

第29条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第7章 附 則

(法令の準拠)

第30条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

令和 2年 6月 4日

以上、当法人の現行定款に相違ありません。

一般社団法人日本オンライン協会
代表理事 勝又 勉

